

消費者庁において平成30年度に実施した政策評価の結果の政策への反映状況について

<規制の事前評価>

	(担当部局名)	(ページ)
政策名： 食品の自主回収情報の届出	食品表示企画課	1

<実績評価方式による事後評価>

政策名：	(担当部局名)	(ページ)
消費者政策の推進		
施策名： (1) 消費者政策の企画・立案・推進及び調整	消費者政策課	2
(2) 消費生活に関する制度の企画・立案・推進	消費者制度課	3
(3) 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	消費者教育・地方協力課	4
(4) 地方消費者行政の推進	消費者教育・地方協力課	5
(5) 物価対策の推進	消費者調査課	6
(6) 消費者政策の推進に関する調査・分析	消費者調査課	7
(7) 消費者の安全確保のための施策の推進	消費者安全課	8
(8) 消費者取引対策の推進	取引対策課	9
(9) 消費者表示対策の推進	表示対策課	10
(10) 食品表示の企画・立案・推進	食品表示企画課	11

<規制の事後評価>

	(担当部局名)	(ページ)
政策名： 消費者安全調査委員会の設置	消費者安全課	12
財産分野の重大な消費者被害の発生・拡大防止のための対応の強化	消費者政策課	13
包括的かつ一元的な食品表示制度の創設	食品表示企画課	14

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事前評価 担当課：食品表示企画課

<p>施策名</p>	<p>食品の自主回収情報の届出</p>
<p>規制の目的・内容 ・必要性</p>	<p>全国網羅的な食品の自主回収情報を把握し、消費者への適切な情報提供を行うことにより、健康危害を防止するとともに、行政機関によるデータ分析・改善指導を通じた食品表示法違反の防止を図るため、食品関連事業者等が、食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項について食品表示基準に従った表示がされていない食品の自主回収を行う場合には、回収に着手した旨及び回収の状況を内閣総理大臣に届け出ることを義務付ける措置を講ずる。</p>
<p>直接的な費用の把握</p>	<p>これまで、特定の事業者が食品の自主回収を行う場合においては、地方公共団体への届出を行うための費用が発生していたところであるが、届出手続は電子化するため、手続の費用は軽減される。 また、現在、多くの地方公共団体では条例等の規定に基づく自主回収報告制度が整備されているため、事業者に新たに発生する追加的な費用は一定程度抑制されるものと考えられる。</p>
<p>直接的な効果（便益）の把握</p>	<p>国及び地方公共団体が、国内の食品の自主回収情報を一元的かつ確実に把握することが可能となるとともに、国において情報が一元化され、国から一元的に情報が提供されることによって、消費者が食品の自主回収情報を把握することも容易となり、健康危害の防止に資する。 また、国から食品の自主回収に関する情報を一元的に提供する仕組みが構築されることで、事業者による自主回収に関する広告等の費用の負担が軽減される場合もあると考えられる。</p>
<p>副次的な影響及び波及的な影響の把握</p>	<p>副次的効果は想定されない。</p>
<p>費用と効果（便益）の把握</p>	<p>本規制を導入することにより、食品の自主回収情報の届出を義務付けることとなるため、一定の遵守費用は見込まれるが、その影響は限定的と考えられるほか、国及び地方公共団体において全国統一的に食品の自主回収情報を把握し、健康危害の防止に資するという便益は、その費用を大きく上回るものと考えられる。</p>
<p>代替案との比較</p>	<p>食品の自主回収情報を確実に把握するために必要な規制内容であり、代替案は想定されない。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p><制度改正> 食品関連事業者等が、食品の安全性に関する食品表示基準に従った表示がされていない食品の自主回収を行う場合に、行政機関への届出を義務付けることを内容とした「食品表示法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。（平成30年11月提出、12月成立）</p>

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（1） 担当部局名：消費者政策課

<p>施策名</p>	<p>消費者政策の企画・立案・推進及び調整</p>
<p>施策の概要</p>	<p>消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資するため、消費者政策の計画的な推進を図るための5か年計画である「消費者基本計画」の検証・評価及び見直しを行うなど、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画・立案・推進等を行う。消費者政策の推進等について密接な連絡、情報交換、協議等を行うため、関係省庁による連絡会議を機動的に開催するなど、消費者の利益の擁護及び増進の観点から、関係行政機関の調整を行う。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>全ての測定指標で目標が達成されたため、「目標達成」とした。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット消費者取引に関する実態調査を実施するため、平成31年度概算要求（12百万円）を行った。（30年度予算額：12百万円、31年度予算案額：11百万円） ・消費者被害、トラブル情報の新たな把握手法の調査を実施するため、平成31年度概算要求（29百万円）を行った。（30年度予算額：24百万円、31年度予算案額：23百万円） ・消費者財産被害事案への対応を継続的に推進するため、平成31年度概算要求（28百万円）を行った。（30年度予算額：28百万円、31年度予算案額：27百万円） ・消費者行政の総合的調整対応を継続的に推進するため、平成31年度概算要求（27百万円）を行った。（30年度予算額：13百万円、31年度予算案額：12百万円） ・消費者行政の国際化を継続的に推進するため、平成31年度概算要求（194百万円）を行った。（30年度予算額：73百万円、31年度予算案額：124百万円） ・シェアリングエコノミーの普及に伴い発生する消費者問題を早期に発見・分析するため、平成31年度概算要求（16百万円）を行った。（30年度予算額：16百万円、31年度予算案額：12百万円） <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減業務実施体制を充実強化するため、平成31年度定員要求において増員（補佐クラス1名、係長クラス1名）を要求。 ・国際業務実施体制を充実強化するため、平成31年度定員要求において増員（補佐クラス2名、係長クラス1名）を要求。 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の進捗状況を的確に把握するため、測定指標「特定商取引法の適用除外とされている消費者保護関連法のうち運用状況を公表している本数」に係る目標の「消費者保護関連法の執行状況を把握」という部分を「消費者保護関連法の運用状況を把握」に修正。 ・施策の進捗状況を詳細に把握するため、測定指標に「特定商取引法の適用除外とされている消費者保護関連法の運用状況をまとめたウェブサイトのページの更新回数」を追加。 ・施策の進捗状況を詳細に把握するため、測定指標に「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費生活相談の件数」を追加。 ・施策の進捗状況を的確に把握するため、測定指標の「国内商品先物取引に関する消費生活相談件数」を削除するとともに、「リスクの高い取引に関する注意喚起（回数）」を「リスクの高い取引に関する注意喚起の実施状況」に修正。 ・施策の進捗状況を詳細に把握するため、測定指標に「ギャンブル等に関する消費生活相談の件数」を追加。 ・政策実現のためのより適切な指標とするため、測定指標の「インターネット上の消費者トラブルの注意喚起・情報提供の回数」を「調査中にヒアリングを実施する事業者等の数」に修正。 ・政策実現のためのより適切な指標とするため、測定指標の「『アジア消費者政策フォーラム』又は『日中韓消費者政策協議会』への参加回数」を「二国間・地域間対話、MOUの締結等の実施状況」に修正。 ・消費者庁政策評価有識者懇談会の指摘を踏まえ、測定指標の「経済協力開発機構（OECD）消費者政策委員会等の国際会議への出席回数」、「消費者保護及び執行のための国際ネットワーク（ICPEN 会合）への出席回数」及び「『インターネット・スウィープ』への参加回数」を「多国間協力の取組への参画状況」に修正。 ・平成30年度からの新規の達成手段として、「消費者行政新未来創造調査等経費」を追加。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「インターネット消費者取引連絡会」を開催。（平成30年4月～平成31年2月の期間に3回開催） ・消費者政策担当課長会議を開催。（平成30年10月、12月） ・消費者安全法に基づき、社名公表を伴う注意喚起を実施。（平成30年4月～平成31年2月の期間で注意喚起を12件実施） ・マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘等について、消費者庁、内閣府、警察庁、特定個人情報保護委員会、総務省、国税庁の連名で注意喚起を実施。（平成27年10月公表、随時更新） ・ゲノム医療・ビジネスに関する情報提供を実施。（平成30年4月） ・平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震等の大規模災害発生後に注意喚起・情報提供（財産分野関係）を実施。（平成30年6月公表以降、随時実施） ・ふるさと納税サイトの画像や返礼品を不正にコピーしたサイトに関する注意喚起を実施。（平成30年12月公表） ・消費者庁ウェブサイト内に特定商取引法適用除外法令の運用状況をまとめたページを新設。（平成30年9月）

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（２） 担当部局名：消費者制度課

<p>施策名</p>	<p>消費生活に関する制度の企画・立案・推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>1. 消費者契約法の見直し 消費者契約法（平成12年法律第61号）に関し、契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方を検討する。</p> <p>2. 公益通報者保護制度の推進 公益通報者保護法（平成16年法律第122号）について、法の周知・啓発を引き続き促進し、事業者や行政機関における公益通報窓口の整備等を促進するとともに、公益通報者保護制度の実効性を向上させるための方策について検討する。</p> <p>3. 消費者団体訴訟制度の推進 ①消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成25年法律第96号。以下「消費者裁判手続特例法」という。）の施行に向けた準備を行い、施行後には適切かつ実効的な運用を行う。 ②適格消費者団体及び特定適格消費者団体の認定・監督、支援を実施する。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>測定指標12（消費者団体訴訟制度等の認知度）の実績が微減したが、より効果的・効率的な周知・啓発手法を比較検討するため年度ごとに様々な手法を試みている結果であり、周知・啓発活動への取組全体としては前進していると考えられる。平成29年度に値が測定されたその他の指標については目標達成となっていることから、施策全体としては「相当程度進展あり」とした。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p><予算要求> ・消費生活に関する制度の企画・立案・推進のため、平成31年度概算要求（87百万円）を行った。（30年度予算額：83百万円、31年度予算案額：78百万円） ・公益通報者保護の推進のため、平成31年度概算要求（107百万円）を行った。（30年度予算額：64百万円、31年度予算案額：63百万円）</p> <p><機構・定員要求> ・公益通報者保護制度推進のため、平成31年度機構・定員要求において企画官の設置及び3名の増員（補佐クラス2名、係長クラス1名）を要求。</p> <p><制度改正> ・衆議院及び参議院の消費者問題に関する特別委員会における附帯決議において検討すべきとされた事項等について、消費者被害実態の類型的整理、実効性・合理性を持った法規範の在り方等、法制的・法技術的な観点からの検討を行うため、学識経験者を委員とする「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」を開催。（平成31年2月） ・公益通報者保護法について、規律の在り方や行政の果たすべき役割等に係る方策に関して、内閣府消費者委員会からの答申を受け、法改正も視野に、関係者からの意見募集を実施するなど更なる検討を行った。 ・適格消費者団体及び特定適格消費者団体の適正な認定・監督に向けて関係ガイドラインの改訂を実施。</p> <p><事前分析表の変更> ○達成すべき目標の記載を変更。 ・消費者契約法の見直しに関し、「内閣府消費者委員会の答申（平成29年8月）の付言に記載された事項等に関し、分析・検討する」という目標に修正したほか、消費者契約法の周知・啓発活動の実施に関する目標を追加。 ・公益通報者保護制度の実効性を向上させるための方策について検討し、必要な措置を講じるという目標に関し、「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会最終報告書」（平成28年12月）及び消費者委員会公益通報者保護専門調査会の議論等を踏まえるよう修正。 ○全体として、測定指標をアウトプット指標からアウトカム指標に変更し、できる限り定量的な目標を設定することとした。 ・消費者契約法について、測定指標「消費者契約法の規定の在り方についての検討状況」等を「法の認知度」に変更。 ・「公益通報者保護制度の推進」について、測定指標「公益通報者保護制度の説明会等の実施回数・満足度」等を「大企業労働者及び中小企業労働者における法の認知度」等に変更し、測定指標「認証取得事業者数」を追加。 ・「消費者団体訴訟制度の推進」について、測定指標「適格消費者団体の認定件数」等を「適格消費者団体による差止請求訴訟件数」等に変更。</p> <p><その他の具体的取組> ・事業者による公益通報者保護制度への取組のインセンティブとして、適切な内部通報制度を有する事業者への認証制度を導入し、申請受付を開始した。</p>

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（3） 担当部局名：消費者教育・地方協力課

<p>施策名</p>	<p>消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>○教育 平成24年12月に施行された消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第9条の規定に基づき、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を策定するとともに、同法第19条の規定に基づき設置した「消費者教育推進会議」を開催し、委員相互の情報の交換及び調整を行い、消費者教育を総合的、体系的、効果的に推進する。 消費者教育の基盤整備として、消費者教育関連の教材及び実践事例等に関する情報等を集約して提供している消費者教育ポータルサイトをより充実させるため、随時、掲載情報の拡充を行う。消費者教育の体系イメージマップにおける、幼児期から高齢期までのライフステージ、「消費者市民社会の構築」などの4つの領域ごとの目標に対応した消費者教育用副教材を作成する。 「倫理的消費」の内容やその必要性等について検討し、国民の理解を深め、日常生活での浸透を深めるためにどのような取組が必要なのかについて調査研究を行う。</p> <p>○普及・啓発 各地の消費者支援活動を推進するため、消費者支援活動に極めて顕著な功績のあった個人又は団体に対して、功績をたたえ表彰する。 消費者トラブルの減少を図るとともに消費者が主役となる社会作りに向けた機運を高めるため、毎年5月の消費者月間に、消費者庁、地方公共団体、事業者及び民間団体等が消費者問題に関する事業を集中的に実施し、消費生活に関する知識等の普及・啓発を推進する。 高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止等を図るため、高齢者、障害者及び周りの方々に対し消費者トラブルに関する情報提供等を行う仕組みを構築する。 子供の不慮の事故の減少への寄与を図るため、子供の事故防止に関する注意喚起情報等を発信するとともに、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を推進する。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>測定指標15及び17以外、全ての測定指標について目標を達成することができたため、施策として相当程度進展ありと判断した。 測定指標15については、大臣出席の下、意見交換を行うという目標を達成し、ハイレベルでの意見交換が実現できたものの、頻度の面では十分ではなく、今後はハイレベルの意見交換に限らず、庁内幹部との意見交換を定期的に行うことができるよう努める。 測定指標17においては、平成29年度は高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会を開催しなかったが、平成28年度から施行された改正消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会の設置促進を行う機関として機能させるよう見直しを行い、平成30年度において、開催することとする。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p><予算要求> ・消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進経費として、平成31年度概算要求（56百万円）を行った。（平成30年度予算額：50百万円、平成31年度予算案額：56百万円）</p> <p><機構・定員要求> ・消費者教育の推進に係る体制整備のため、平成31年度機構・定員要求において、消費者教育推進課の新設及び増員（補佐クラス3名、係長クラス4名）を要求。</p> <p><事前分析表の変更> ・達成すべき目標における「子供の不慮の事故防止を図るための施策の推進」については、「消費者の安全確保のための施策の推進」における取組に統合することとし、削除。 ・測定指標「各都道府県における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置状況」について、施策の進捗に伴いほぼ全ての都道府県で消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進協議会の設置がなされていることを踏まえ、政令指定都市も評価対象に追加。 ・施策の進捗状況を的確に把握するため、新たな測定指標として、「都道府県・政令指定都市における消費者教育コーディネーターの配置状況」を追加。</p> <p><その他の具体的取組> ・第三期消費者教育推進会議を2回開催し、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更案についての意見聴取と、変更後の同方針を踏まえた今後の施策の方向性についての議論を行った。また、具体的な課題について議論を進めるため、同会議の下で「若年者の消費者教育分科会」を4度開催するとともに、「地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会」を2回開催している。（平成31年2月末時点） ・2020年度までに全ての都道府県の高校等で若年者向け消費者教育教材「社会への扉」を活用した授業が実施されるよう、全都道府県を訪問し働き掛けを行った。 ・「倫理的消費」調査研究会の取りまとめを踏まえ、秋田県や山口県において、「エシカル消費」の意義や必要性などを発信するシンポジウム「エシカル・ラボ」を開催した。（平成31年2月末時点）</p>

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（４） 担当部局名：消費者教育・地方協力課

<p>施策名</p>	<p>地方消費者行政の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定）に新たに位置付けられた「地方消費者行政強化作戦」（平成27年3月）に基づき、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、安全・安心が確保される地域体制を全国的に整備することを目指し、地方公共団体における消費者行政推進のための計画的・安定的な取組を地方消費者行政のための交付金を通じて支援する。</p> <p>消費生活センターの法制上の位置付けや適正な配置、相談員の配置や処遇の望ましい姿、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査等を踏まえ、全般的に検討を行う。</p> <p>全国共通の電話番号から身近な相談窓口を案内する「消費者ホットライン」について、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き運用し、消費生活センターや相談窓口の周知徹底に努める。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>測定指標6の「地方消費者行政強化作戦」政策目標2-4は、消費生活相談員の研修率を100%に引き上げることを目標としているが、目標を達成している都道府県は、昨年度と同様の19.1%にとどまっている。しかし、参考指標4で示しているとおり、参加率が80%以上の都道府県は約9割に達しており、100%には満たないものの高い水準を維持している。</p> <p>また、測定指標10「地方消費者行政強化作戦」政策目標5-1は、人口5万人以上の全市町において消費者安全確保地域協議会を設置することを目標としているが、約1割にとどまっているものの、昨年度より着実に進展しており、徳島県においては、目標を達成した。</p> <p>測定指標6、10及び17の測定指標については目標未達成であるが、その他の施策については目標達成となっていることから、施策全体としては「相当程度進展あり」と判断した。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 地方消費者行政の推進に必要な経費として、平成31年度概算要求（4,176百万円）を行った。（平成30年度予算額：2,567百万円、平成31年度予算案額：2,368百万円） 復興特別会計において、地方消費者行政推進に必要な経費として、平成31年度概算要求（482百万円）を行った。（平成30年度予算額：482百万円、平成31年度予算案額：384百万円） 平成30年度補正予算において、成年年齢下げに係る民法の一部改正法やギャンブル等依存症対策基本法の成立、「外国人材の受入れ、共生のための総合的対応策（検討の方向性）」（平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）の決定を受けて、地方消費者行政の充実・強化のために緊急的に取り組むべき重要施策に対する支援を行うため、「地方消費者行政強化交付金」を1,150百万円措置。 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> 施策の進捗状況を詳細に把握するため、障害者に配慮した消費生活センター等の充実に関する測定指標として「障害者に配慮した消費生活センター数」を追加し、同指標に係る目標を設定。 消費者庁政策評価有識者懇談会での指摘を踏まえ、消費生活相談員の研修参加率に関する参考指標を、「消費生活相談員の研修参加率80%以上の都道府県の割合」から「全国の消費生活相談員の研修参加率」に変更。 施策の進捗状況を的確に把握するため、地方公共団体との政策・措置に関する情報等の共有に関する測定指標として、「都道府県知事等の幹部及び消費生活相談員との意見交換（「キャラバン隊」の開催（回数）」）を追加。 施策の進捗状況を的確に把握するため、消費者ホットライン188の運用に関する測定指標として「消費者ホットライン188の認知度」を追加。 消費者庁政策評価有識者懇談会での指摘等を踏まえ、PIO-NETの運用に関する測定指標として「地方公共団体への消費生活相談情報の共有回数」及び「次期PIO-NET刷新に向けた検討会開催数」を追加。 平成30年度から「地方消費者行政強化交付金」が措置されたことから、達成手段に同交付金の記載を追加。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 地方消費者行政強化交付金の活用等により、相談体制の充実等、地方公共団体における取組を支援。 各市区町村に設置されている消費生活センターを含む消費生活相談窓口における在留外国人の国内での消費活動に係る相談体制の強化に努めている。 地方消費者行政の充実・強化を図るため、政務及び幹部職員自ら全国の都道府県を訪問し、直接、知事等に働き掛ける取組（「地方消費者行政強化キャラバン」）を行っている。（平成31年1月から実施） 消費者ホットライン188の周知については、若年者向け消費者教育教材「社会への扉」の全国の高等学校教育現場での活用を推進することや政府広報やSNS等を活用することで広範囲に周知。 改正消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会の設置を促進。また、消費者行政新未来創造プロジェクトとして、徳島県内の全市町村での同協議会の設置を目指し、県内市町村への支援を実施。

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（５） 担当部局名：消費者調査課

施策名	物価対策の推進
施策の概要	各種公共料金の改定等の内容について、物価問題に関する関係閣僚会議への付議や関係省庁との協議において、消費者に与える影響を十分考慮すべく所要の調整を行う。また、物価モニター調査及び公共料金に関する調査を行い消費者への情報提供などを行う。なお、災害等の緊急時には、物価担当官会議を開催し、関係府省庁連携の下で生活関連物資等の価格動向の調査・監視や需給・価格動向について、国民への情報提供を行う。
施策に関する評価結果	いずれも平成29年度に設定した目標を達成することができた。したがって、本施策は「目標達成」と判断した。
評価結果の政策への反映内容	<予算要求> ・物価対策の推進のため、平成31年度概算要求（91百万円）を行った。（30年度予算額：67百万円、31年度予算案額：91百万円）

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（6） 担当部局名：消費者調査課

<p>施策名</p>	<p>消費者政策の推進に関する調査・分析</p>
<p>施策の概要</p>	<p>消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な消費者政策を推進する上で有用な各種調査・分析を行う。調査結果の公表に加え、政府が前年度に講じた消費者政策の実施状況を取りまとめた、消費者基本法（昭和43年法律第78号）第10条の2の規定に基づく年次報告書（以下「消費者白書」という。）の作成・公表を行う。</p> <p>消費者安全法（平成21年法律第50号）の規定に基づき、各行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長から消費者庁に対し消費者事故等の発生に関する情報の通知があったもの等について集約及び分析を行い、取りまとめた結果を国会に報告する。</p> <p>消費者志向経営の推進に向けた方策の検討・実施を行い、消費者志向自主宣言・フォローアップ活動等を通じて、事業者における取組の推進を図る。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>いずれも平成29年度に設定した目標を達成することができた。 したがって、本施策は「目標達成」と判断した。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者政策の推進に関する調査・分析の実施のため、平成31年度概算要求（110百万円）を行った。（30年度予算額：99百万円、31年度予算案額：91百万円） <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者志向経営の推進体制強化のため、平成31年度機構・定員要求において増員（係長クラス1名）を要求。 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者庁政策評価有識者懇談会の指摘を踏まえ、消費者志向経営の推進について、測定指標を「事業者における消費者志向経営に関する取組事例の情報提供回数」から、「消費者志向自主宣言事業者数」に変更。

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（7） 担当部局名：消費者安全課

<p>施策名</p>	<p>消費者の安全確保のための施策の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>行政機関や事業者から関係法令に基づき事故情報を収集するとともに、医療機関を含む多様な主体から事故情報を幅広く収集する。 収集した事故情報を定期的に公表するとともに、消費者への注意喚起、事業者への働き掛け等の対応を行う。 重大事故等が発生した場合の緊急時には、必要に応じ、関係省庁による緊急対策本部等を設置し、的確に対応する。 食品を始めとした消費者安全に関し、時宜に適ったテーマを選定し、消費者に正確な情報を提供し、理解を深め、自らの判断により適切な消費行動が行えるよう、継続してリスクコミュニケーションを推進する。消費者の目線に立ち、関係府省庁、地方公共団体、消費者団体等と連携しつつ、消費者への分かりやすい情報提供、消費者とのリスクコミュニケーションの強化に努める。 消費者安全調査委員会は、生命・身体被害に関する消費者事故等の中から、事故等の発生・拡大の防止及び被害の軽減を図るために原因を究明する必要がある事故を選定し、調査を行う。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>測定指標9以外、全ての測定指標について目標を達成することができたため、施策全体としては「相当程度進展あり」と判断した。 測定指標9については、見守りネットワーク連絡協議会にて情報提供を行うことはできなかったが、リコール情報サイトにて高齢者による事故が多い製品の製品別特集を行う等、高齢者に特化した情報提供を行うなどした。今後は、より広く情報提供できるよう努めるとともに、ご指摘を踏まえ指標の見直しについても検討する。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p><予算要求> ・消費者安全法等に基づき集約される生命・身体に係る消費者事故等への対応を継続的に推進するため、平成31年度概算要求（165百万円）を行った。（30年度予算額：124百万円、31年度予算案額：114百万円） ・リコール情報の周知強化による事故の再発防止対策の推進のため、平成31年度概算要求（8百万円）を行った。（30年度予算額：11百万円、31年度予算案額：8百万円） ・消費者に対して食品中の放射性物質等に関する正確な情報提供を行い、消費者の理解の増進を図る施策を推進するため、平成31年度概算要求（79百万円）を行った。（30年度予算額：36百万円、31年度予算案額：35百万円） ・消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施のため、平成31年度概算要求（108百万円）を行った。（30年度予算額：85百万円、31年度予算案額：82百万円）</p> <p><機構・定員要求> ・リスクコミュニケーションに関する取組強化のため、平成31年度機構・定員要求において増員（係長クラス1名）を要求。 ・子ども・高齢者事故防止の取組充実のため、平成31年度機構・定員要求において増員（補佐クラス1名）を要求。</p> <p><事前分析表の変更> ・子どもの不慮の事故を防止するための取組に関する測定指標として「(1)子どもを事故から守る！Twitterによる情報発信回数」に加え、「(2)子ども安全メールの情報発信回数」を追加し、対応する目標の記載を修正。 ・緊急時における消費者の安全確保について、測定指標として「消費者安全情報総括官会議幹事会の開催回数」を追加し、対応する目標の記載を追加。 ・リコール情報の周知強化に関する測定指標「消費者庁『リコール情報サイト』の運営状況」の詳細について、「(3)当該年度月当たり平均サイトアクセス件数」から「(3)メールマガジンの登録者数」に変更。また、測定指標を「『見守りネットワーク協議会』での情報提供件数」から「地方公共団体等へのリコール情報サイトについての説明回数」に変更し、対応する目標の記載を修正。 ・消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施について、測定指標「消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施状況」の詳細について、「(2)勧告・意見件数」を追加。</p> <p><その他の具体的取組> ・関係行政機関等から生命・身体被害に係る消費者事故等の情報を的確に収集し、消費者への注意喚起の記者発表を適切に実施。（平成30年4月～平成30年12月末の間に注意喚起を10回実施） ・子どもの事故防止に向けて、関係府省庁が連携して取組を推進するため、平成30年度「子供の事故防止に関する関係省庁連絡会議」を平成31年3月に開催。 ・食の安全等に関する緊急事態において、迅速かつ適切に対応できるよう関係府省庁と連携し、緊急時対応訓練を実施。（平成30年4月～平成30年12月末の間に訓練を2回実施） ・食品中の放射性物質等に関し、地方公共団体等と連携した意見交換会や、地域において正確な情報提供ができる者の支援（フォローアップ研修の開催、ウェブサイト及びメールマガジンでの情報提供）等を通じたリスクコミュニケーションを実施。（平成30年4月～平成30年12月末の間に各種意見交換会等を137回開催） ・消費者安全調査委員会が原因を究明する必要があると認める事故について、事故等原因調査等を実施。（報告書件数：2件、勧告・意見件数：7件、事故等原因調査等の実施数：1件、申出受付件数：46件※平成30年4月～平成31年1月末）</p>

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（8） 担当部局名：取引対策課

<p>施策名</p>	<p>消費者取引対策の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>所管法令に基づき、地方経済産業局と一丸となって、悪質事業者に対する行政処分（業務停止命令・指示）等の法執行を厳正かつ適切に行う。 また、通信販売について、特定商取引法の執行を補完する取組として、事業者に対し不適切な広告の改善を指導するとともに、インターネット・サービス・プロバイダなどに対し違法な関連情報を提供することにより適切な対応を促す。 第190回国会において成立した「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」について、施行に向けて関連規程類の整備など必要な準備を着実に進めるとともに、平成24年の特定商取引法改正法附則等を踏まえ、同法の施行状況等について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講じる。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>全ての測定指標で目標が達成されたため、「目標達成」とした。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p><予算要求> ・特定商取引法の厳正な執行等を行うため、平成31年度概算要求（294百万円）を行った。（30年度予算額：262百万円、31年度予算案額：240百万円）</p> <p><事前分析表の変更> ・平成29年12月1日に改正特定商取引法が施行されたことを踏まえ、測定指標を「特定商取引法の周知・啓発及び施行状況のフォローアップの進捗状況」に修正。</p> <p><その他の具体的取組> ○特定商取引法及び預託法の厳正な執行 ・全国的な広がりがあり、甚大な消費者被害のおそれのある重大事案に重点的に取り組んだ。具体的には、健康食品の電話勧誘販売業者に対し業務停止命令を行うとともに、その代表取締役らに対しても同種の業務を禁止した事案や、原野等の土地の訪問販売業者に対し、公示送達の規定を初めて適用して指示処分を行った事案等がある。</p>

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（9） 担当部局名：表示対策課

<p>施策名</p>	<p>消費者表示対策の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するために、 ①不当表示や過大な景品類の提供を禁止・制限する不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）を運用し、違反行為に対して厳正に対処する。 また、事業者による同法の遵守を促すための施策等を実施する。 ②住宅性能の品質表示に関する共通ルールである、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）に基づく住宅性能表示基準の普及啓発を図る。 ③家庭用品の品質表示の適正化を図ることを目的とする家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）を運用し、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図る。 また、同法における対象品目及び表示の標準について、適宜、規程等の改正を行う。 ④健康食品を含めた食品の表示及び広告の適正化を図る。また、関係機関の連携による食品表示の監視及び取締りを行う。 ⑤消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）の規定に違反するおそれのある表示を監視し、同法の規定に違反する行為を行っている事業者に対しては、厳正に対処する。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>全ての測定指標で目標が達成されたため、「目標達成」と判断した。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p><予算要求> ・景品表示法の厳正な執行等を行うため、平成31年度概算要求(199百万円)を行った。(30年度予算額：193百万円、31年度予算案額：188百万円)</p> <p><機構・定員要求> ・原料原産地表示の監視体制強化に必要な体制整備のため、平成31年度機構・定員要求において増員（補佐クラス1名）を要求。</p> <p><その他の具体的取組> ○景品表示法の運用及び執行体制の拡充 ・景品表示法に違反する行為を行った事業者に対して、その行為の取りやめ、再発防止策の実施等を命令する措置命令及び金銭的な不利益を課す課徴金納付命令を実施。 ・景品表示法違反行為の未然防止等の観点から、商品等に関する表示の方法等について、事業者等からの相談に対応。 ・消費者向け電子商取引の健全な発展と消費者取引の適正化を図る観点から、一般消費者に「電子商取引表示調査員」を委嘱して、景品表示法上問題となるおそれがあると思われる表示について報告を受け、同報告を景品表示法違反事件の端緒の発見、景品表示法違反行為の未然防止の観点から行う事業者への啓発活動に活用。 ○景品表示法の普及啓発 ・景品表示法の普及・啓発のため、各種団体主催の表示等に係る講習会等への講師派遣、景品表示法のパンフレットの配布等の普及啓発活動を実施。 ○公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用のための支援 ・公正競争規約の所要の変更につき公正取引協議会から相談を受け認定を行うとともに、規約担当職員が各公正取引協議会に対し規約の適正な運用等について必要な助言等を行うこと等により、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用を促進。 ・公正取引協議会等関連団体が主催する研修会等へ講師を派遣。 ○家庭用品の品質表示の適正化 ・平成28年度に変更された洗濯表示や、同年度に改正した内閣府令及び告示に合わせて改訂した家庭用品品質表示法ガイドブックを作成・配布するとともに、説明会に講師を派遣し、家庭用品品質表示法の普及啓発を実施。 ○住宅性能表示制度の普及・啓発 ・電話での問合せ等に対して、ウェブサイト上の資料の掲載先を案内するなど、住宅性能表示制度の普及啓発を実施。また、国土交通省の所掌に係る内容を含む問合せについては、必要に応じ、同省に対して問合せの内容について情報提供を実施。 ○健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化 ・健康食品も含めた食品の表示・広告について、執行体制の整備や留意事項の周知徹底等により、適正化を推進。 ○関係機関の連携による食品表示の監視・取締り ・食品表示に関する取締りについて、関係する行政機関で構成する連絡会議の活用等により連携を図り、効果的かつ効率的な執行を実施。 ○消費税転嫁対策特別措置法の運用及び執行体制の拡充 ・消費税転嫁対策特別措置法の規定に違反するおそれのある表示を監視するとともに、同法の規定に違反するおそれのある行為を行っている事業者に対しては、厳正に対処。</p>

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（10） 担当部局名：食品表示企画課

<p>施策名</p>	<p>食品表示の企画・立案・推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>食品表示の適正化を図るため、食品表示法（平成25年法律第70号）等に基づく食品の表示を的確に企画及び運用する。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>測定指標2及び5において本年度の実績が前年度を下回ったものの、測定指標3、4及び6において目標は達成していること、測定指標1及び参考指標3については前年度を大幅に上回ったこと、かつ測定指標7及び8は目標を達成したことから、施策全体としては、「相当程度進展あり」と判断した。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p><予算要求> ・食品表示対策の推進のため、平成31年度概算要求（295百万円）を行った。（30年度予算額：283百万円、31年度予算案額267百万円）</p> <p><機構・定員要求> ・消費者の健康の維持及び増進に関する食品表示制度の企画立案の体制整備のため、平成31年度機構・定員要求において保健表示室の新設及び増員（補佐クラス1名、係長クラス1名）を要求。</p> <p><制度改正> ・食品関連事業者等に対し、安全性に関する食品表示法違反事例について自主回収情報の届出を義務付けることを内容とした食品表示法の一部を改正する法律案を国会に提出。（平成30年12月14日公布）</p> <p><事前分析表の変更> ・食品表示制度の検討に関する測定指標として、「食品表示基準及び関連法令等の策定・改正本数」を追加し、同指標に係る目標を設定。 ・特定保健用食品の許可後の事後チェックに関する測定指標として、「買上調査の対象件数」を設定。</p>

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価 担当課：消費者安全課

<p>施策名</p>	<p>消費者安全調査委員会の設置</p>
<p>事前評価時の想定との比較</p>	<p>(社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響) 課題を取り巻く社会情勢の変化や科学技術の変化による影響は特段生じていないと考えられる。また、想定していなかった影響について顕著なものは発現していない。</p> <p>(ベースラインの検証) 消費者安全調査委員会が設置されなかった場合、国の機関でありながら独立性を保った組織によって、責任追及ではなく、科学的かつ客観的な消費者事故等に対する原因究明、再発・拡大防止策の検討が行われることがなかったと考えられる。したがって、そうした再発・拡大防止策が実行されず、同種・類似の消費者事故が発生していたおそれがある。こうしたベースラインの考え方については、事後評価時の現在においても変わりはない。</p> <p>(必要性の検証) 消費者安全調査委員会は、これまでの調査において、任意で調査協力が得られていることから、消費者安全法第23条に規定する調査権限については行使していない。ただし、必要な協力が得られない場合には、当該調査権限を行使する必要がある。</p>
<p>費用及び間接的な影響の把握</p>	<p>(遵守費用) 事故調査等において、事故等原因に関係があると認められる者からの物件提出に加え、報告聴取、立入検査、質問等の処分の実施に係る関係者の拘束時間、物件の保全、移動禁止並びに現場への立ち入り禁止をした場合に生じる機会費用が考えられるが、消費者安全法第23条に規定している調査権限は行使していないため、規制の遵守費用は生じていない。</p> <p>(行政費用) 消費者安全法第23条に規定している調査権限は行使していないため、当該調査権限の行使にかかる行政費用は生じていない。ただし、消費者安全調査委員会による事故調査及び委員会運営の全体にかかる行政費用として、消費者安全調査委員会の委員会運営に関する経費及び事故調査を実施するための費用が生じている。</p> <p>(副次的な影響及び波及的な影響) 消費者安全調査委員会の調査について、報道機関により大きく取り上げられ、意見先行政機関において各種対策等が行われることと相まって、事業者や消費者等の関係者の中で安全性の向上又は維持に関する意識が高まっているものと考えられ、同種・類似事故の再発防止に副次的な影響を与えているものと考えられる。一方、任意の調査協力について、機会費用が一定程度生じているものと考えられるが、引き続き任意協力を得られていることからしても、負の影響は大きくないと考えられる。</p>
<p>考察</p>	<p>当該規制の内容である消費者安全法第23条の規定に基づく調査権限の行使は行っていないため、当該規制にかかる直接的な遵守費用及び行政費用は生じていない。ただし、消費者安全調査委員会による事故調査及び委員会運営の全体にかかる行政費用は生じており、また副次的な影響及び波及的な影響として、任意の調査協力について、機会費用が一定程度生じているものと考えられる。これらは同種・類似の事故防止に必要な経費であり、便益は費用を上回ると考えられる。また、副次的な影響及び波及的な影響として、報道等で取り上げられることにより、消費者を始めとする関係者の安全に関する意識が高まっていると考えられる。当該規制については、任意の協力が得られない場合等においては、事故原因の究明、再発・拡大防止の知見を得るための事故調査を行うため、当該調査権限を行使する必要性が認められることから引き続き継続することとする。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p><予算要求> ・消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施のため、平成31年度概算要求（108百万円）を行った。（30年度予算額：85百万円、31年度予算案額：82百万円）</p>

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価 担当課：消費者政策課

<p>施策名</p>	<p>財産分野の重大な消費者被害の発生・拡大防止のための対応の強化</p>
<p>事前評価時の想定との比較</p>	<p>(社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響) 規制の事前評価の際には、PIO-NETに登録された消費生活相談情報の件数が約90万件と高い水準で推移しており、また、これらのうち「取引」(PIO-NETにおいて、解約したいなどの「契約・解約」、商品やサービスなどの品質や内容に関する「販売方法」のいずれかに分類されるもの)に関する相談が70万件超(全体の約85%)に及び、消費生活相談の大部分を占めている状況であったところ、これらの状況に大きな変化はなく、社会経済情勢の変化や科学技術の変化など想定外の影響は特段生じていないと評価できる。</p> <p>(ベースラインの検証) 消費者安全法(平成21年法律第50号。以下「法」という。)に基づく財産被害事案に関する事業者への勧告及び命令(以下「勧告等」という。)の制度導入後、2件の勧告を行っているが、同制度が導入されていなかったとしたら、これらの事案に関して更に消費者被害が拡大していた可能性が高い。また、同制度の存在は、事業者に対する一定の抑止力を有していると考えられ、実際、消費者庁の調査段階において消費者被害をもたらす行為を取りやめる事業者もみられる。よって、同制度が導入されていなかった場合は、多くの消費者被害が発生していた可能性がある。</p> <p>(必要性の検証) 上記「ベースラインの検証」のとおり、勧告等の制度は、消費者被害の発生及び拡大の防止に役立っている。今後も、事業者への抑止力としての効果が期待できること、また、他の法令において措置を行うことが困難である「すき間事案」に該当する財産被害事案は今後も発生する可能性があり、法第38条第1項の規定に基づく消費者に対する注意喚起(以下「消費者に対する注意喚起」という。)のみでは効果が不十分である場合も想定されるため、引き続き、法に基づき事業者に対し直接措置を行うことを可能とする制度(勧告等)は必要である。</p>
<p>費用及び間接的な影響の把握</p>	<p>(遵守費用) 事前評価時には、「本法の改正は、個別法・個別業法では対応できないすき間事案において重大な財産被害を発生させた事業者に措置を講ずるものであり、一般の事業者に特別の負担を課すものではなく、遵守費用は特に想定されない。また、事業者が、対象が架空である取引等の不当な取引を行うことにより、消費者の財産に重大な被害を及ぼす事案を対象とし、その要件も明確化することから、事業者の正常な事業活動を萎縮させるという副次的な影響はない。」としていた。上記「社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響」とおり、事前評価後、社会経済情勢の変化や科学技術の変化など想定外の影響は特段生じておらず、上記のような事前評価時の考え方は適当と認められる。</p> <p>(行政費用) 事前評価時には、「本法の改正による勧告・命令を執行するための執行体制の整備等を行う必要があるが、費用負担の増加は執行体制の整備等必要な範囲にとどまる予定である。」としている。法における財産事案に関する調査は、調査開始時点では消費者に対する注意喚起を行うこととなるか、事業者に対する勧告等を行うこととなるか、又はその両方かは判明しておらず、調査を進めていく中で、収集した証拠の状況や措置の必要性等を検討した上で判断されるものである。証拠収集の手法としては、法第45条の規定に基づく報告徴収、事情聴取、立入検査等、様々な手段が用いられるが、これらは基本的に勧告等であっても消費者に対する注意喚起であっても特段大きな違いはない。実際、勧告を2件行った平成25年度において、勧告を行ったことが要因となる経費の追加支出は見当たらない。上記のような事前評価時の考え方は適当と認められる。</p> <p>(副次的な影響及び波及的な影響) 事前評価時には、「事業者が、対象が架空である取引等の不当な取引を行うことにより、消費者の財産に重大な被害を及ぼす事案を対象とし、その要件も明確化することから、事業者の正常な事業活動を萎縮させるという副次的な影響はない。」としていた。上記「遵守費用」とおり、事後評価においても事前評価時の考え方は適当と認められる。</p>
<p>考察</p>	<p>上記「遵守費用」及び「行政費用」とおり、勧告等の制度による遵守費用は特に想定されず、また、行政費用も執行体制の整備等必要な範囲にとどまっている。他方、上記「社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響」、「ベースラインの検証」及び「必要性の検証」のとおり、消費生活相談件数が依然として高い水準にある状況において、勧告等の制度は事業者に対する抑止力があること、今後、事業者に対し直接措置を行う必要性がある事案が発生する可能性があることなどを考慮すると、勧告等の制度は今後も必要である。このように、勧告等の制度は、国民にとっても行政にとっても特段の費用がかからない一方で、消費者被害の拡大防止に効果を発揮しており、事前評価後の状況を踏まえても、費用対効果の高い施策だといえる。よって、勧告等の制度を引き続き継続することとしたい。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p><予算要求> ・消費者安全法施行状況について検討を行い、平成31年2月に消費者委員会に報告。その結果を平成32年度概算要求に反映予定。</p>

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価 担当課：食品表示企画課

施策名	包括的かつ一元的な食品表示制度の創設
事前評価時の想定との比較	<p>(社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響) 規制の新設後の社会情勢の変化としては、アレルギー等の食品の安全性に関する食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に従った表示がされていない食品については、食品関連事業者等による自主回収（リコール）情報を一元的に行政機関が集約し、速やかに消費者に対し公表する仕組みの構築の要請が高まったことが挙げられる。</p> <p>(ベースラインの検証) 食品表示法（平成25年法律第70号）が制定されなかった場合、現行の食品衛生法（昭和22年法律第233号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）、健康増進法（平成14年法律第103号）の3法の改正によって対応することになると考えられるが、法の目的が異なるために、用語の使い方や定義が異なったままであるといったような、消費者及び事業者双方にとって、表示制度が分かりにくい状況が続いていたことが想定される。また、栄養表示制度についても、健康増進法において、栄養表示を事業者の任意に委ねていけば、一般消費者が健康増進のために、栄養成分量を把握したいと考えても、これらの情報を得ることが必ずしもできない状態が継続することとなっていた。こうしたベースラインの考え方については、事後評価時の現在においても変わりはない。</p> <p>(必要性の検証) 食品表示法は、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合し、内閣総理大臣による基準の策定、その基準の遵守、基準に違反した者に対する是正措置その他の必要な事項を定めており、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度として、食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に資してきたものであることから、当該規制の必要性は引き続き認められる。なお、アレルギー等の食品の安全性に関する食品表示基準に従った表示がされていない食品については、食品関連事業者等による自主回収情報を一元的に行政機関が集約し、速やかに消費者に対し公表する仕組みの構築の要請が高まったことを踏まえ平成30年12月に食品関連事業者に食品の回収の届出を義務付ける改正法が成立したところである。これにより行政機関が全国の食品の自主回収情報を確実に把握し、食品の自主回収情報を公表すること等を通じて、対象食品の喫食を防止し健康危害を未然に防ぐことや、食品の安全性に関する食品表示基準の遵守の徹底を図ることができることとなる。</p>
費用及び間接的な影響の把握	<p>(遵守費用) 事前評価時には、遵守費用として①食品の表示に関する基準の策定及びその基準の遵守義務②基準違反に対する是正措置③立入検査等の調査権限の整備が考えられる、としていたところ、これらは僅少であるか又は適正な表示を行う健全な事業者にとっては特段発生しないものとしていた。事後評価時においても、事前評価時に想定していた遵守費用とのかい離は認められない。</p> <p>(行政費用) 事前評価時には特段行政費用は発生しないとしていたところ、事後評価時においても想定外の費用は発生しておらず、想定とのかい離は認められない。</p> <p>(効果（定量化）) 事前評価時には、当該規制の効果として、①3法を統合した包括的かつ一元的な食品表示制度が創設されることで整合的な基準が定められ、定義や用語の統一が図られることなどによる、消費者及び事業者双方に合った表示制度の構築②栄養表示の義務化による、消費者が日々の栄養・食生活の管理に活用し得る環境の促進並びに是正措置の整備による、適正な表示制度の運用及び消費者の保護の充実③質問調査や物件提出命令など、必要限度における新たな権限を行政に付し、指示・命令の是正措置を明文化して行政権限を明らかにすることによる、制度の適正な運用及び違反した業者に対する表示是正のためのより適切な管理が想定された。規制を新設することで、各々の向上の促進に寄与したと考えられるため、事前評価時に予測した効果とかい離はないが、どの程度、表示制度の運用が図られたかなどの指標を設定することは困難である。そのため、効果を定量的に把握することは困難である。</p> <p>(便益（金銭価値化）) 本規制の効果について定量的に判断することが困難であることから、金額換算を行うことができない。</p> <p>(副次的な影響及び波及的な影響) 消費者庁では、食品表示法に基づく新しい食品表示制度について、消費者・事業者等への普及啓発を行い、円滑な施行とその定着を図るため、食品表示に関する消費者意向調査を平成29年度に行った。その中で、食品表示がどのようなものか知っていると答えた者は65.8%であった。食品表示法の新設が、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動するための食品表示の理解に役立っているものと考えられる。一方、事前評価時に意図していなかった負の影響については、特に発生していない。</p>
考察	<p>規制の費用に関しては、想定外の費用は発生していない。他方、規制の効果に関しては、消費者及び事業者双方に合った表示制度が構築され、消費者が日々の栄養・食生活の管理に活用し得る環境の促進、並びに是正措置の整備による、適正な表示制度の運用及び消費者の保護の充実が図られている。また、制度の適正な運用及び違反した業者に対する表示是正のためのより適切な管理が行われている。以上を踏まえ、規制によって発生する費用と効果の観点からは、費用の発生は小さく、効果は発生していると考えられることから、当該規制を継続することが妥当である。</p>
評価結果の政策への反映内容	<p><予算要求> ・食品表示対策の推進のため、平成31年度概算要求（295百万円）を行った。（30年度予算額：283百万円、31年度予算額267百万円） <制度改正> ・食品関連事業者等に対し、安全性に関する食品表示法違反事例について自主回収情報の届出を義務付けることを内容とした食品表示法の一部を改正する法律案を国会に提出。（平成30年12月14日公布）</p>